

はじめに

使用者には、労働者が自己の能力を最大限に発揮し、心身ともに健康的に働き続けられる職場環境を整備する責務があります。労働者にとって魅力ある職場を作ることには、使用者にとっても人材の確保及び育成という観点から極めて有利です。そのためには、労働条件や人事・服務規律などの職場のルールを明らかにして、労使双方がその内容をよく理解していることが大切です。この職場のルールを明文化したものを就業規則といいます。就業規則を作成することで労使の権利義務関係が明らかとなり、互いにこのルールを守ることにより、無用な労使トラブルの発生を防ぐことができます。

東京都では、労働相談情報センターにおいて、労働条件や労使関係など労働問題全般に関する相談を受けています。個別の労働契約に関わる問題から事業所における就業規則の各条文を引き合いに出すものもあります。本冊子は、厚生労働省の「モデル就業規則」をベースに、労働相談の現場でニーズのある国の「指針」やモデル規程・様式などを盛り込み、実用性のあるもの（運用編）として作成しました。

各事業所におきましては、本冊子を活用のうえ、労働環境の整備にお役立ていただければ幸いです。

最後に、労働相談情報センター（飯田橋、大崎、池袋、亀戸、多摩（立川）の5ヶ所）では、本冊子以外にも労働に関する各種資料を無償で提供しております。どうぞお気軽にご利用ください。

令和5年3月

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課